

令和 6年 3月 29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十町長 中尾 博憲

市町村名 (市町村コード)	四万十町 (39412)
地域名 (地域内農業集落名)	興津地区 (浦分・郷分・小室)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 5日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【浦分・郷分・小室】地域の担い手は施設園芸農家であるため、他の農地維持には手が回らない。圃場整備地も荒廃しているところがある。また、獣害が発生しており、鳥獣被害防止柵の更新が必要。ため池への水門のところに土砂がたまるため、定期的に除去が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【浦分・郷分・小室】水稻が主要品目であり、ミョウガやピーマン、生姜、せとかを栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	114.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内でかつ5~10年後に耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作が行われておらず、今後とも農地への復旧が難しい農地を保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【浦分・郷分・小室】集落の担い手や営農支援センター四万十(株)を中心に集積・集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
【浦分・郷分・小室】貸借を行う際には機構を活用しており、集積・集約化を図っていく際には活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
【浦分・郷分・小室】水路やポンプなど、改修が必要な場合には農地耕作条件改善事業などの基盤整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【浦分・郷分・小室】親元就農など、関係機関と連携して担い手や後継者の確保・育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
【浦分・郷分・小室】特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【浦分・郷分・小室】①集落の山際に金網柵を設置している。狩猟者が10人ほどいる。
 ③施設園芸を行っている施設にSAWACHIを導入している。
 ⑤集落の一部にてせとかの栽培をしている。
 ⑨集落内で飼料用米の栽培を行っている。